

## 秋田市電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

〔 令和元年 5 月 24 日 〕  
市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭における生ごみの減量を促進するため、電気式生ごみ処理機を購入する者にその費用を補助する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金 秋田市電気式生ごみ処理機購入費補助金をいう。

(2) 電気式生ごみ処理機 電気を用いて生ごみの加熱乾燥等を行うことにより、生ごみの体積を減少させ、又は生ごみを堆肥化する機器をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア ディスポーザー方式（生ごみを粉砕して直接下水道等に流す方式をいう。）

イ ガーデンシュレッダー（落ち葉や剪定枝を破砕する機器をいう。）

(補助対象機器)

第 3 条 補助金の交付対象とする電気式生ごみ処理機（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 新規品（未使用）であること。

(2) 製造メーカーの保証書があること。

(3) 本市内に所在する店舗から購入するものであること。

(4) 購入費用の全部又は一部の支払に、商品券、家電量販店等が発行するポイント等を充てたものでないこと。

(5) 補助金の交付を受けた者が自ら居住する住宅で使用するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する電気式生ごみ処理

機は、補助金の交付対象としない。

(1) 家庭用として販売されていないもの又は業務用として使用するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象とすることを不  
適当と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

(1) 本市内に居住していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 市が必要に応じて行う調査、アンケート等に協力できること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第  
77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 過去5年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一世帯内にいる者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象とすることを不  
適当と認める者

(交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、補助対象機器本体の購入費（消費税および地方消費税相当額を含む。）とし、配送料、保証料、本体とは別に販売される付属品の購入費等の経費は、補助金の交付対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、交付対象経費の額の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金は、1人当たり1台までとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付し、秋田市電気式生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼市税納付に関する調査同意書（様式第1号。次条において「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

- (1) 補助対象機器の見積書（金額、商品の名称又は型式、申請者の氏名、見積年月日および販売店の名称が記載されているものに限る。）
- (2) カタログその他の補助対象機器の仕様が確認できる書類又はその写し
- (3) 申請者の氏名および住所が確認できる公文書の写し（自動車運転免許証、健康保険証等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第3条および第4条の規定に適合しているかを審査し、申請書の提出があった日から起算して20日以内に補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金を交付することと決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）、補助金を交付しないことと決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）が当該交付決定後に当該交付決定の内容を変更しようとするときは、補助金内容変更申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは補助金内容変更決定通知書（様式第5号）、変更を承認しないときは補助金内容変更不承認通知書（様式第6号）により当該被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 被交付決定者は、第8条第2項の規定による補助金の交付決定の

通知（前条第2項の規定による補助金の内容変更決定の通知を受けている場合にあつては、当該内容変更決定の通知）後に当該補助対象機器を購入の上、当該通知のあつた日の翌日から起算して30日以内（当該通知のあつた日が3月1日以降の場合は、同月末日まで）に次に掲げる書類を添付し、補助金交付請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

(1) 補助対象機器の購入に係る領収書（金額、商品の名称又は型式、被交付決定者の氏名、購入年月日および販売店の名称が記載されているものに限る。）

(2) 補助対象機器の保証書の写し

(3) 補助金の振込先金融機関の被交付決定者名義の通帳の写し（金融機関名、口座の種類、口座番号および名義人の氏名が記載されているものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは当該請求があつた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者（被交付決定者を含む。）は、補助金の交付申請を取り下げるときは、市長に取下届（様式第8号）を提出するものとする。

2 市長は、前条第1項に定める期間内に補助金の交付請求がなかつたときは、当該被交付決定者が補助金の交付申請を取り下げたものとみなすことができる。

（補助金の交付決定の全部又は一部取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 被交付決定者が補助金の交付を取り下げたとき（前条第2項の規定

により補助金の交付申請を取り下げたものとみなす場合を含む。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第9号）により被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項の補助金の返還請求は、前条第2項の規定による通知と同時に、補助金返還請求書（様式第10号）を送付することにより行うものとする。

（補助対象機器の処分の制限）

第14条 被交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象機器を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助対象機器を購入した日から5年を経過した場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（利用状況等の報告）

第15条 市長は、補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、被交付決定者に対して、補助対象機器の利用状況等の報告を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式、別紙又は（添付書類3）（次項において「旧様式等」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式等によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式等による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。